

## 質 疑 応 答 書

令和7年1月28日

旭川市長 今津 寛介

次の案件に係る仕様書等についての質問に回答する。

件名	旭川市近文清掃工場の発電余剰電力売却	
質 疑 事 項(要旨)	回 答 事 項	
1 環境価値の帰属について、非化石証書の取得の手続きは受注者側で行うという認識でよろしいでしょうか。	1 売却電力の非FIT非化石価値については、余剰電力売却仕様書第2項第5号のとおり全て受注者に帰属しますので、質疑事項の手続きについては受注者側で行っていただくことになります。	
2 通知書類の押印について、契約後に毎月お送りする計量値のお知らせ等の提出資料について、電子印の会社印(角印)を使用しての提出でもよろしいでしょうか。	2 問題ありません。	
3 支払方法について、落札後、納付書のサンプルは事前にいただくことは可能でしょうか。	3 可能です。	
4 契約保証金について、旭川市契約事務取扱規則第24条(3) 第2条及び第15条に規定する資格を有する者と契約を締結する場合においてその者が過去2か年間に旭川市、他の地方公共団体又は国と種類及び規模をほぼ同じくする契約を2回以上にわたって締結し、これらをすべて誠実に履行し、かつ、契約を履行しないこととなるおそれがないと認められるとき。上記の記載がございますが、「業務履行実績調査」を以って契約保証金が免除になるのでしょうか。	4 業務履行実績調査に記載される実績が旭川市契約事務取扱規則第24条(3)の規定に該当する場合、免除となります。	
5 入札書について、入札書に記載する日付は入札日でしょうか、入札書記入日でしょうか。また、郵送の場合、入札書を入れた中封筒に封印は必要でしょうか。	5 入札書に記載する日付は、入札書の提出日(記入日)としてください。また、入札書を入れた中封筒に封印は必要ありません。	

6 1年間の30分ごとの売電電力実績データをExcelにて提供いただきたい。	6 直近1年分(R06.1～R06.12)の売却電力量30分値の実績をホームページ上に掲示します。
7 工事予定の有無についてご教示いただきたい。また、計量器交換等発生した場合等においての工事費用はどちらが負担することになるかご教示いただきたい。	7 令和7年度における計量器等の交換工事の予定はありません。なお、仮に交換等が発生した場合の費用負担は北海道電力ネットワーク㈱となります。
8 発電側課金にかかる契約電力についてご教示いただきたい。	8 発電課金対象電力は280kWです。
9 発電側課金の割引区分と割引単価についてご教授いただきたい。	9 近文清掃工場の割引区分はA-3, B-1, 割引単価は52.8円/kWです。
10 契約保証金が必要となる場合は銀行保証書でも可能でしょうか。また、発行に2週間程お時間頂く事は可能でしょうか。	10 契約保証金の納付に代えて提供する担保は、旭川市余剰電力売却入札心得第15条第2項の規定に該当するものであれば可能です。また、契約保証金の納付は当該入札の落札決定の通知を受けた日から7日以内で且つ契約締結日までですが、市長が必要と認めたときは、延長することがあります。
11 発電側課金は貴庁の負担という認識でよろしいでしょうか。	11 お見込みのとおりです。
12 落札者は自己託送業務を行う必要がない認識でよろしいでしょうか。また、発電計画は自己託送量を除いた数量という認識でよろしいでしょうか。	12 自己託送に係る業務は本市が行います。また、発電計画は自己託送量を除いた数量です。